

午後三時二十九分 開会

- 議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。
やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。
休憩いたします。

午後三時三十分 休憩

午後四時四十三分 再開

- 議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

先ほど、二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、二番議員吉富英三郎君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、吉富英三郎君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

- 二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明をいたします。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勧告するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、吉富英三郎君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提出、提案理由の説明をいたします。

- 議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、三番議員黒木愛一郎君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、黒木愛一郎君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勘案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、黒木愛一郎君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど、二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、五番議員松川峰生君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、松川峰生君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、松川峰生君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど、二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、七番議員野口哲男君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、野口哲男君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、野口哲男君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、十二番議員後藤健介君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、後藤健介君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勘案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、後藤健介君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、十三番議員山本一成君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。よって、この際、山本一成君に対する

懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、山本一成君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、十五番議員井田逸朗君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。よって、この際、井田逸朗君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、井田逸朗君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。
以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、十八番議員永井正君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、十八番永井正君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勧告するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、永井正君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、二十番議員佐藤岩男君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、二十番佐藤岩男君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勧案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、佐藤岩男君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、二十一議員泉武弘君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、二十一議員泉武弘君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容につ

いて、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、泉武弘君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

次に、先ほど二十五番江藤勝彦君外五名から、会議規則第一百五十三条第一項の規定により、二十二番議員河野数則君に対する懲罰の動議が提出されました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、二十二番河野数則君に対する懲罰の動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本動議を議題といたします。

動議提出者から、説明を求めます。

○二十五番（江藤勝彦君） 懲罰動議の提案説明。

去る六月十四日開会の総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の議決において秘密会の決定を受け、行政当局から提出された市税滞納等に関する資料の内容について、六月十九日の本会議終了後、一部議員から記者発表の席上において秘密の保持が守られず公表されたことは、会議規則第百六号第二項に違反していることは明白であります。今回の秘密の漏えい行為は、議会活動を円滑に推進すること等を勸案するとき、行政当局との信頼関係を大きく損ねたことは必然であるとともに、明らかに懲罰に値する重大な行為であると言わざるを得ません。

よって、この際、河野数則君に対し懲罰を科することの動議を提出するものであります。

以上、動議の提案理由説明といたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、動議提出者の説明は終わりました。

これより、提出者の説明に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 二十五番・江藤勝彦君。

○二十五番（江藤勝彦君） 私は、この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となりました議員吉富英三郎君外十名を懲罰に付する件を審査するため、本議会に委員七名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとし、懲罰特別委員会委員の人選については、議長に一任することの動議を提出いたします。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（三ヶ尻正友君） ただいま、二十五番江藤勝彦君から、懲罰に対する件を審査するため、本議会に委員七名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとし、懲罰特別委員会委員の人選については、議長に一任することの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題とし、これより採決をします。

本動議のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、議員吉富英三郎君外十名の懲罰に付する件を、本議会に委員七名をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託の上審査することとし、委員の人選については議長に一任することの動議は、可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、委員に、

八番	野田	紀子君
十四番	佐藤	博章君
十七番	清成	宣明君
二十三番	岩男	三男君
二十六番	内田	有彦君
三十二番	朝倉	育君
三十三番	村田	政弘君

以上七名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上七名の方々を懲罰特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会は、正副委員長を互選の上、議長まで御報告く

ださい。

休憩いたします。

午後五時 六分 休憩

午後五時十五分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

先ほど設置されました懲罰特別委員会

委員長に、 三十三番 村 田 政 弘 君

副委員長に、二十三番 岩 男 三 男 君

が選任されましたので、御報告いたします。

次に、日程第一により一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○三十番（伊藤敏幸君） かなりプレッシャーがかかっております。（笑声）最初の予定であれば十時からということではありますが、議会全体にかかわる重要な事項でございました。執行部の皆さんも大変お疲れだと思いますが、我々も疲れておりますが、簡潔明瞭にお答えをいただきながら、議事進行に協力をしてまいりたいと思っております。

市長、これは議題外ですが最初にワールドカップ、さまざまな部門で大変な日夜御努力、それから御協力、そしてサポートしていただいた多くの市民の皆さんや、そしてボランティアの方々、行政当局、市長を初めそれぞれの皆さんに感謝を申し上げます。まだ済んでおりませんが、大分会場も大成功のもとに終了いたしました。まだまだこの優勝決定まで楽しみがあるわけでありまして、私は、本当の意味の歴史に残るワールドカップサッカーの大分開催、それに伴う別府市の多くの皆さんの御協力や、そして運営のスムーズなおかげで事故なく今日まで来られたことに対して、まず心から敬意を表したいなと思っております。

私も時間外に、役所にかなりお邪魔させていただきましたけれども、すぐこの議場の隣にある大会準備事務局の職員の皆さんも、本当に夜遅くまで頑張ってくださいました。こういう陰の立場で一生懸命頑張ってくださいました人々がたくさんおられるからこそ、こういう大会が成功したのではないかと、心から改めて敬意を表します。

この大会が済んで、さまざまなワールドカップサッカーの効果なり、そういったものが論議されると思うのでありますけれども、何にも変えがたい、世界に別府からさまざまな情報が発信され、そして別府という一つの大きな観光資源をもととする別府市のありようが、日本は言うに及ばず世界に知れたのではないかな、このように思うわけでありまして。このことがきょうは問題ではありませんけれども、通告をしております温泉から入っていききたいなと思っております。

この期間中、私も別府市内をいろんな意味で動き回る中で、とてもこれはもう国際色豊か、外国人の方が、我がふるさとに帰ったような感じで肩を組み、手を取り合い、別府の

まちを歩いておりました。まさに国際観光温泉文化都市別府、自分自身もうれしいような気持ちになりましたが、いろんな意味でテレビを通じ、続いてマスコミ、いろんな方が別府温泉で疲れをいやし、そしてみんなでサポートしたその後の疲れをこうして温泉に入る。大変よかったなと思います。

これまで議会の中でこの別府市の温泉のあり方について、いろんな角度からいろんな議員の皆さん方が論陣を張ってきたわけでありますが、きょうは、これからの将来にわたる別府市の温泉文化都市、観光温泉都市、それから温泉をどう日本にまた世界に発信していくかという一つの観点から、療養というか医療というか、そういう観点から温泉というものを見詰め直していくことも必要ではないかということをお提案申し上げたいなと思っております。

前置きが長くなりました。別府市総合計画の中に温泉の項目がございます。八十九ページ、具体的な温泉の活用ということについて、それぞれ施策の概要というものが、これから別府市の総合計画のもととなる計画の中に列記をされております。一つ、泉源維持の給湯事業の整備充実、温泉施設の整備、それから温泉の多目的利用、観光的利用、それから健康・保養・医学的利用、さまざまあるわけでありまして。こういう別府市の総合計画に基づいて別府市総合計画の実施計画というものが示されております。この総合実施計画の中にやはり温泉の項目があるわけでありまして、こういう総合計画にのっとって、実は十三年度から具体的に実施項目が列記をされておりますが、この中で私は、別府市の温泉をこれから特に健康・保養・医学的利用、こういう立場から別府市がどう取り組んでいくお考えなのかということをお聞きしたいなと思っております。

この八十九ページの健康・保養・医学的利用については、大変すばらしいことが書かれておるわけでありまして。これをただ単なる絵にかいたもちにしてはなりませんし、そこで、この具体的な実施計画の中にどう位置づけされておるのかということを見ると、全くこのことが触れられていないわけでありまして、この辺の点について温泉課の所見をお聞きしたいなと思っております。御答弁ください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市総合計画には、温泉の多目的利用の一つとしまして言われました健康・保養・医学的利用が掲げられております。これまで、温泉による治療を研究してきた市内の医療機関と連携をとり、温泉の医学的利用の促進・推進、社会保険制度の適用への条件整備と長期滞在可能なリゾート型温泉地としての整備を進めるという内容になっております。

三十番議員さんの御指摘のとおり、現在、実施計画には個別の事業としては記載されていない状態ですが、温泉課で現在具体的な例としまして挙げられているのが、湯都ピア浜脇の温泉指導利用者が、平成十三年度には約千七百名に対し、温泉・健康的な活用、医学的活用についてアドバイスをしております。その内訳といたしますと、千七百名で、女性の方が約八三%ほど指導を受けております。それで年代的に言いますと、二十代が三〇%、

四十代が二七%ほど、そして五十代というふうにご利用されておりますし、御指導の内容につきましても、肩凝り、腰痛、ダイエットというふうな形でアドバイスを受けて、指導をいただいております。

また別府八湯温泉博覧会、「オンパク」でございますが、北浜温泉の屋外健康浴を利用した健康ウォークイベントも実施しております。また、福祉政策としましては、以前から七十歳以上の高齢者に対する優待入浴制度を実施しており、平成十二年度実績では、年間二十万人を超えております。市民福祉の面からも、やっぱり高齢者の健康保持のために日夜取り組んでいるところでございます。

ハード面におきましては、浜田温泉の建設につきましては、従来の市営温泉になかったバリアフリー、車いすの乗り入れができる、浴槽まで行けるという整備も配慮いたしております。

通常の医療行為とは異なる、精神面で安らぎを与えるいやしの部分が注目されておりますので、保険制度の適用検討等幅広く取り上げておりますが、温泉課では従来の施策だけではなく、こうした流れも配慮し、保健所や市内の医療機関、健康増進施設と連携をとり、他都市との状況を把握しながら温泉の多目的活用の充実に図っていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○三十番（伊藤敏幸君） きょうは、私は余り大きな声を出さんから。私は、この総合計画の中に、今までの別府市の温泉行政をやっぱり一歩も二歩も殻を打ち破って、違う観点からやっぱり施策としていかに別府市が温泉都市としての先駆的なあり方を模索しておるかというのが見えて……見せてほしいなと思う。それは、ここに書いておるように、例えば別府市にはいろんな医療機関もあるのだけれども、「医療関係機関と連携して温泉の医学的利用の研究促進、温泉治療の社会保険制度の適用についての条件整備に努め」とあるわけだ。私も、ここを言いたいのだ。今までの別府市の中での温泉課の位置づけというのは、そういう観定の温泉課という位置づけではなかっただろう。だから私は、あえてやかましくは言わんと言っておる。しかし、もう明確に二十一世紀を見据えて、別府市は総合基本計画の中でここまで踏み込んで、これは何も別府市だけではない、温泉地としての本当のやっぱり二十一世紀をリードする、どこでも、やっぱり観光で持つまちは、それなりの試行錯誤をしておるわけ。すばらしい総合計画が練られて、実施計画の中に、やろうと思えばたくさんできると私は思う、医療機関との提携とか保険医療の適用を目指して。やっぱり市長も全国市長会とか、また議会は議会で全国議長会を通じて保険制度の適用、そういうものが今、一遍には進まなかもしれぬけれども、もうそういったものがこれから、ただ温泉地、歓楽街、宴会、こうではなくて、別府温泉に行けば今までの湯治ということではなくて、温泉に行くことによって保険適用がそこに絡み、そして健康増進・回復、こういったものに結びついていくための基礎づくりを今からやっていかんといかんのではないですかと、こう私は言いたいわけよ。全くやっておらんとは、私は言いませんけれども、

継続的にこれから別府市が本当の意味のリーダーシップを市長が発揮してでも、そういう観点のやっぱり指示を市長は、自分の行政責任として温泉課にもプロジェクトみたいな形で、どういうふうにしたら本当の意味の別府市がリーダーシップをとっていくのか。それは、国に対する壁は、いろんな意味で厚い部分があるかもしれんけれども、もう今、日本のいわば温泉をこよなく愛する人たちから見ても、そういったものに今、指向がずうっと行っておるわけ。だからこそ全国でもいろんな意味の試みが行われてきておるわけだな。

介護保険制度も導入され、そしてその医療費、国民健康保険の会計の上からも医療費の抑制とか、ありとあらゆるものが行政に課せられたやっぱり大きな項目として横たわっておるわけだな。医療費もやっぱり年々増加していく中で、全国の自治体の中を見ると、やっぱり温泉をもととして医療費の抑制を図っていく試みをする自治体だってある。わかっておって、あなた方はそういうふうなものにやっぱり手をこまねいて何もしないということとは、私は、行政努力が足らんのではないかなと思うのですが、これから例えば温泉療養の保険適用の実現を目指してとか、それから温泉利用型の健康増進施設、これは昔、クアハウスとかいろんな部分も言われて、一時期市長も議員のときに一生懸命努力をした経過もあります。それから、温泉療法というものはどういうふうな形で拡充したらいいのかとか、こういうのはガイドライン的な部分もあるわけでありまして、それから温泉地の新たな魅力の開発、こういったものにどう取り組んでいったらいいのか、こういうことについて、私は、今から別府市の温泉行政の一つの大きな柱にもなっておるわけでありまして、その辺の取り組みをぜひやっていく必要があるのではないかなと思うのですが、お考えをお聞かせ願いたい。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいま総合計画、さらには実施計画についてのお尋ね、さらには温泉の医療、保健、保養等についての御指摘でございます。確かに総合計画では、先ほど議員が申されたようなことでございますし、実施計画にも、豊富な温泉とスポーツ、医療、福祉を結びつけたリゾート型温泉地としての整備に努めるというようなことがございますが、主要事業として具体的なものは掲載されていないのが実情でございます。先ほど課長からお答えしたようなことが現在行われているわけでございますが、御指摘のように別府には九大生医研さらには農協リハビリテーションセンター、原爆センター等々、国立別府病院等、温泉を活用した温泉施設、医療施設があるわけでございます。現在でもすでに、そのようなことかなり温泉と療養・保養ということで活用されているというのが現状でございます。議員御承知のとおりでございます。

これまでも市長が、医療についての、さらには保険適用についての非常に強い意向がございまして、昨年のものでございますが温泉を生かした健康づくりシンポジウムも開催されておりまして、市長がシンポジストといたしまして、その中でも医療と温泉、保養、さらには保険適用についての御意見をいただいております。

さらには、国の働きかけという部分がございますが、ことしの六月には、すでに全国市長会におきまして、温泉療養は予防医療の役割を果たすとともに国民の健康増進、医療費の総体的軽減につながるが大いに期待されることから、公的医療保険の適用の対象とすることということで、すでに要望書を提出いたしております。

さらには、昨年六月にも当市議会におかれまして、同趣旨で意見書の提出、さらには日本温泉協会におきまして、井上市長の方から直接そういう要望・御意見を出しているところでございます。

今後は実施計画にもきちんとかと載せる中で、さらに一層別府の温泉、十一種類中十種類あるわけでございますので、さらにその辺を重点的に医療と保養、さらには観光温泉地としての向上に努めてまいりたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 市長も、全国市長会の中で公的医療保険の適用対象とすることが柱の意見書をたびたび出しておられるわけですね。私もいろいろ聞いてみたり調査したりするんですけども、やっぱり温泉が保険適用になるということは、どういうふうな因果関係で温泉で治療すること、それから療養することが効果があるかということについての科学的根拠とかいろんな因果関係とか、そういったものの研究、そういったものが非常に下地にないといかんと思うのですね。やっぱりそういう意味では、別府市の場合は、温研とかそれから国立関係の療養それから研究所とか、いろんな別府ならではの非常に強い関係機関があるわけですよ。昔から、私たちが子供のころからそうですが、別府市には十以上の誇るべき泉質、いろんな部分があるのだけれども、効能書きというのを必ず温泉に行くとか張っておいて、ここの温泉はこういったところに効くのですよ、いいのですよとか、ずうっと。温泉の泉質で全部そういったものが違うことが明記されておる。当たり前と思っておる。ところが、全国的に見ると、こういうように効能書きがびしっとしておるところというのはなかなかないのだけれども、もう一回そういった意味の、別府市が先駆的な役割を果たして、保険適用の一つの大きなネックになっているのはこういったものなのかという部分も、専門的な機関と連携をとりながら、ほかのところではできない部分は、別府市が補ってあげても、温泉療養即保険適用という方向に流れが行くような、そういう取り組みをぜひ市長のときにしていただければありがたいなと思うのであります。

市長は、呼び込みに徹するけれども、しかし、これからはもう一歩、別府温泉には他の温泉にない素晴らしいたくさんの泉質かつ効能もこれだけのものが明確に示せる別府温泉ですよと、ぜひ長期滞在型も含めて、市長みずからが音頭をとって、そういった意味の医療関係の部分に行政も力を入れ出した。と同時に、民間のさまざまなグループの皆さん方が、別府観光、別府温泉のありようについて一生懸命努力をしていただいております。まさに両輪のごとく進んでいくなれば、私は、また違った意味の別府温泉の活性化が図られていくのではないかと思うのですが、市長、この点についてのお答えをいただきたい。

○市長（井上信幸君） 私が答弁したら、時間が短縮できると思いますので、答弁をさせ

ていただきます。

まさに三十番議員の御指摘、そのとおりだと思います。別府は、そういう面では古くから温泉を医療施設として活用してきたまちとしては非常に進んでいる。これは自負してもいいだろうと思います。先ほど部長が答えましたように、終戦直後、あの原爆センターで温泉療養に広島の方々がたくさんおいでいただいたというのが始まりですね。また今、温研のことも出ましたし、地熱の研究所もありますし、また新別府病院等でも手術後のリハビリにいち早く温泉を利用しているということも私は聞いております。こういう面では、別府は大変進んでいるまちではないかな、このように思いますが、ただ一般的に考えたときに、まだまだ表に出てない部分がたくさんあると思います。これを表に出すためにということで、四年前です、日本温泉協会では声を強くして、まず温泉地の活性化は、医療保険の適用にある、このことを皆で進めましょうよということをして四年前に提唱いたしました。しかし、その時、各温泉地はまだびんときませんでして、「何だ」というような意向でありましたけれども、温泉所在都市協議会、これは会長は熱海の市長でございますけれども、現在時点で九十三市がそれに加盟しております。この中で最近、これがぐっと盛り上がってきましたし、私もこれについては何度か発言をさせていただきました。

こういうことで、温泉地を再活性化するためには、どうしても保険適用がまず一番早道ではないか、このように考えながら今推し進めておりますし、おかげで議会も昨年、議員提出議案でこれも可決していただきました。これからは、御指摘のように官民挙げて、また議会の議員の皆さん方にもお力添えをいただきながら、やはり厚生労働省へと陳情要求・要望をやはりすべき時期に来ているのではないかな。ただ、これは全国的なことでございますから非常に難しい面がございますけれども、そんなことを言うてはおれません。早期にこれが実現すれば、各温泉地が非常に活性化するということであろうし、また、そのために長期滞在型、保養・医療を基本にした長期滞在型の観光地の模索から行けるし、また、ほかにもいわば高齢化社会でございますから、いわばメディカルな面でのツアーを組んでいただいて、どんどん別府にも来ていただく。また、スポーツで傷ついた選手の皆さん方が、別府に来て医療をしながらキャンプを張ってもらおうとか、また練習をしてもらう、訓練をしてもらうというようなこともあり得るし、中国にも私は、北京、上海も行きましただけども、北京では体育局の局長の皆さん方、それから旅遊局の皆さん方、それから対外友好協会の皆さん方とも、別府のこういうすべての宣伝をいたしまして、ぜひともひとつスポーツまたは文化・芸術交流をしてほしいという要望もしておりましたので、この温泉についての見方も、中国の方々は随分見直すような形になっております。しかし、今言ったからすぐ効果が上がるものではなくて、次々に手を打ちながら、次々に要望しながら、お願いをしながらいけば、必ずや来るべき近い将来には多大な効果が出てくる、このように考えておりますので、先ほど言いましたように、まさしく三十番議員の意見と同感でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、市長がおっしゃったことは、まさにそのとおりだろうと思うのですよ。もう現に東北、北海道では、向こうも結構温泉が多いので、そういったやっぱり先駆的な試みとしてブロックごとに、とにかく保険適用を目指して、一つの温泉場なら温泉場ということではなくて、とにかく力を合わせて保険適用を目指して、そして名のりを上げて、また、そういういわば健康増進施設も厚生労働大臣の指定するいろんな部分の医療的な部分も含めて、施設はどういうふうなものをつくったらいいかとかいうものをシンポジウムの部分でやって、もう音頭をとりながらやっておるところもある。まさに今おっしゃったように別府市議会でも、超党派でそういう意味のやっぱり保険適用を目指しての意見書も提案され、まさに今、これから別府市が生き残るためにも、こういった意味の大きな柱を、議員の皆さん方も十分理解をしておりますので、いろんな意味で力を合わせて保険適用を目指していく必要がある。

同時に、これからは高齢化、それから障害者の皆さん方に対するとにかくいろんな意味の施策のこれが大きな柱になろうと思うのですね。医療費の抑制も含めて、介護の保険の部分から見ても、温泉療養というふうに観点を、頭の切りかえを私はしていくことが大事ではないかということをお願いして、この点については、この次も市長の考えを伺っておきたい。きょうは時間がないので。

次に、競輪について聞きたいと思います。

この前の市長の記者会見の中で――これはもう端的に行きますから――サテライトの問題について尋ねられたときに、これは先の話だ、こういうような感じで、やるのかやらないのか、あきらめたのかあきらめんのか、よくわからんものだけれども、助役が答弁をしておるわけでありまして。ところが、最近の新聞を見ると、これは、日田の方も来月の二十二日に別府競輪の場外車券売り場の設置についての反対集会をやるといようなことが載って、あら、これはまた何かそんなふうな動きがあるのだろうかかと、こう私は思っておりますけれども、市長もやっぱり来年はいろんな意味で、選挙もあるわけでありまして、私も時々市長に言うのでありますが、余り争いのもとになるのはせん方がいいのではないかと、素直にこう私は思っております。こういうように新聞にいろいろと出ますと、何かまた水面下か何かよくわからんところでいろんな動きがあるのではないかなと思う。何も無いのに向こうがけんかを売りたいなことはしまいと私は思うのだけれども、新聞を見ると、反対集会をやって、改めて結束を図るとか書いてある、結束を図る。あなたたちは、何か刺激を与えるようなことをしておるのだろうかと思つて。それかといって、一方では、今度の七月に、和解の内容については協議をすることになっておる。和解の内容については、その中身を見て決めると、こうあるのだけれども、どこかで自治体と自治体がぶつかり合ったまま、はっけよい、はっけよいのじょうでは、これはさまにならん。本当に虚心坦懐というか、ありのままを言わせてもらって、これはもうあれですか、引かれんのだと。業者とも話をして、別府市は、業者が出す以上は引かんぞという部分でもう話についておる

のだというのですか。私は、もうこれ以上、日田の名前が出てこんなようにした方がいいのではないかと、こう思うのだけれども、何か状況の変化があったのですか。教えてください、この辺。

○助役（安倍一郎君） お答えをさせていただきます。

日田サテライトの件につきましての市の考え方につきましては、これまでもたびたび弁をさせていただいておりますが、議員御指摘のとおり、県内の同じ地方公共団体同士でその関係を損ないますことは、別府市にとって確かにマイナスである、こういうふうに思っております。しかし、その一方で、これまで適正に行われてきた手続きの上に築かれました国あるいは設置者など、相手方との信頼関係を損なうことも、また市にとって大きなマイナスになるわけでありまして、市といたしましては、その両者のマイナスの程度等について比較考慮しながら総合的に判断をする必要がございます。特に行政行為につきましては、いろいろな相手方との信頼関係のもとに手続きが進められておるわけでありまして、その一つを損ねますことは、また別府市の利益を考える上で得策でない、このように考えるところであります。

また、御承知のとおり現在、日田市と国は、裁判で係争中でありまして去る五月二十一日には第七回の口頭弁論が行われております。さらに七月二十三日には第八回、十月一日には第九回の口頭弁論が行われることが、もうすでに決定をされております。したがって、このような状況のもとでサテライト日田の車券発売を別府市の方から断念をいたしますことは、現状では無理でありまして、今後、裁判の動向など、情勢の変化等を見きわめながら適切に市としては対応してまいりたい、このように考えております。

それから、次に市報裁判の和解についてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、五月二十一日の第七回の口頭弁論の際、日田市の弁護士より突然和解の申し入れがございましたが、内容等については示されておりません。議員のお話の中にもありましたように、七月一日に裁判所で進行協議がございますが、その場で具体的な和解内容が提示されると考えておりますので、それを見て検討したい、このように思っております。

この件につきまして、日田市は裁判を提起し、そして別府のまちで抗議活動をされ、そして今、和解をしたい、こういったふうに常に一方的であります。しかも、その後、新聞報道によりますと、日田市長が、市議会などと協議し慎重に取り組みたい、こういった発言をされているようですが、慎重に取り組まなければならないのは、むしろ別府市の方だ、こういうふうに考えるところであります。市としては、議員の御意見等も踏まえ、今後慎重に対応してまいりたい、このように考えておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○市長（井上信幸君） 今、すべて助役が申したとおりでありまして、質問の中にありましたように、私ども、刺激等は一切与えておりません。また何にもしていません。ただ沈

黙を守っているわけですから、その辺もひとつ御理解をいただきたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 今、助役が答弁をしました。市長から言わせると、それはおまえ、別府市の相手をするのはお門違いではないか、どっち向いて物を言うのかと言いたいのだろうけれども、私は承知の上でそれを今言っておる。どっちにしても行政と行政が争うこと自体が異常なものであります。向こうが売ってきたものだからしょうがないではないかと言ったらおしまいだ。向こうは、あなた、もと起こしはどこかとすごく盛んに言っておるわけだから、これが今、全国的に競輪のあり方について問い直されておる。問い直されておるといふよりも、競輪を本当の意味でこのまま存続することが可能なのかどうかという今せっぱ詰まった、全国の競輪場のほとんどは、このまま競輪のあり方というものがこれでいいのかというところに今来ているわけ。重大な局面に来ておる。九州でももうやめたところもあるし、それでなおかつ別府市は、基本的に市長みずから、いやいや、競輪はびしっと存続するのだということは明確には言っておらん。行くも地獄、戻るも地獄、やめるも地獄だ。そうかといって、あるものをつぶすわけにはいかんではないかと、まあまああのところでは行っておる。

ところが、日本自転車……、これはどういうふうな呼び方をしたらいいのかな、自転車競技法か、改正というものが今回されて、窮状を訴える全国の競輪場の救済も含めた改正がなされた。その中でもいろいろな項目があるのだけれども、これは後で言ってもらいたいけれども、大きな柱として、自治体が自転車競技団体に上納することもできない団体がたくさんあるわけ。そういったものも含めて競輪行政というものの見直しが言われている中で、見直すなら、それはいい。ところが、嫌うことまでやりながら進むことは常道ではなかろう、このように私は個人的に思うわけでありまして。全国的に見ても別府市と同じように、十年を過ぎてまで争っているところがあるが、余りいいものではない。やっぱり、何でもそうだ。よその行政の中に行く場合には、それなりのやっぱり事前のさまざまな準備を踏まえた上で一つのことをなし遂げていくことが肝要だろう、このように思うわけでありまして。今の点について、基本方針は変わらず行くということで理解していいのか、これは競輪、自転車競技法の改正の骨子について、柱についてあわせて二点、答弁してください。

○競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

まず最初に、日本自転車振興会の交付金の今度の改定の方ですけれども、これは交付金を納める算定基準を見直し、自治体の交付金の負担軽減を図ることや、赤字自治体に対する交付金の支払い猶予や免除措置を新たに設けたのが今回の改定の特徴でございます。また、今回の改定は今年度の四月から改定されましたけれども、その分は、免除措置については今秋をめどに改定する予定となっております。（発言する者あり）

今年度四月に改定されましたのが、具体的には一号交付金、二号交付金という日本自転車振興会に対する交付金がありますけれども、その控除金額が改定されて、全体では一〇

・七%の減額、全国の金額にしまして約四十五億が減額となり、別府競輪におきまして、約六千万程度の減額の措置となっております。確かにこの程度の減額では、まだまだ赤字施行者、また苦しいところは厳しいのですが、経済産業省が過去、日本自転車振興会の交付金については一切改定がなかったのも、ここのきっかけとなったということで、各施行者は今後、平成十八年にさらにもう一度見直すということになっております。

また……（「いい」と呼ぶ者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） 今、全国で競輪を施行している自治体の中で、生き残りをかけたさまざまなプロジェクトの立ち上げがなされておるわけですよ。今、岩本競輪事業課長あなたが、一生懸命これまでの別府競輪の内部努力はしてきたろうけれども、一番最初に今までの別府市競輪の売り上げも含めた今後の見込み、そういったものも本当は聞きたかったのだけれども、もう時間が余りないから、それはそれでいいのだ。しかし、もう今、打開策、特効薬というものはないわけなのだ。行政の中と同時に、やっぱり別府競輪の将来展望という大きな観点からプロジェクトみたいなものを立ち上げて、そして一つ一つの問題点を洗い出し、そして競輪をやるなら、やるとしてのやっぱり合意形成をびしっとやった上で、何が一番ベースにならんといかぬのかとか、いろんなものをオープンに論議していく、その場をつくっていく必要があるのではないかと。あなたたちは、「いや、私たちに任せてください。競輪のことは私に任せてください」。そうではない。もう今、全国では、もう今まで内部努力をやって来た、その限界が見えたからこそ、議会に特別委員会の設置とかさまざまな部分で広範な意見を聞きながら、別府競輪場のあり方、それからどういったところにびしっと本当の意味の活路を見出したらいいのかという論議が、今進められておるのが現状です。

こういった中で一つの方法として、あなたたちは、場外車券場も含めたそれから活路を見出そうとしておるのだけれども、それがかえってすることがマイナスになれば市長のイメージダウンにもつながるだろうし、そういったもので要らん世話焼くなというのだったらそれでもいいけれども、ほかの自治体と全く別府市は同じような今道を歩んでおるわけだから、内部努力では限界がありますよ、今度の平成十四年度のあなたたちの見込みを見ても。だから大きく、競輪をやめるわけにはいかんとか市長がおっしゃるのだったら、本当の意味のさまざまな御意見を開陳するそういったプロジェクトも私は立ち上げる必要があるのではないかと思います、その点をぜひ伺って、次の質問に行きたいと思っております。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

ただいまは議員御指摘のとおり、全国的な競輪の状況というのは、非常に厳しい状況にあるということは御承知のとおりでございます。私どもといたしましても、そういう中で、先ほどお話がありましたように、内部の経営改善さらには売り上げの増に向けて努力をいたしているところでございますが、競輪の今年度におきまして、今後五年、十年先の競輪事業のあり方について基本計画の予算もいただいております、現在、発注の準備をいた

しております。そういう中で、今御指摘のありましたようなことを含めまして、いろんな角度から検討を加えてまいりたい。現時点では、庁内の組織といたしまして、助役をトップといたしまして、委員長といたしまして競輪の環境整備検討委員会というのを設置いたしております。そういう中で、先ほど申し上げました基本計画策定が上がりましたら、内部で検討する中で、さらには議会等皆様方の意見を集約する中で今後の競輪事業のあり方についての検討をさらに進めてまいりたい、このように考えております。

○三十番（伊藤敏幸君） 景気のいいときのやっぱり内部の打ち合わせというのは、今までいっぱいあったのです、内部的な打ち合わせ、立ち上げというのは。しかし、こういった競輪場そのものの死活、本当に平常、こういったものが、今、全国的に絡んでくる中における別府市の競輪の活性化のための本当の論議というものは、内部論議だけではなくて本当の意味、ありとあらゆる角度からやっぱり論議をしていただくようなプロジェクトを私は立ち上げていく必要があるのではないかとということを申し添えて、最後の項目に行きます。

住宅であります。この住宅、別府市の住宅行政についても、もう項目は当局にお渡しをしておりますから、まとめてちょっと聞いておきます。

まさに今の日本の経済状況が一つの――別府市も――縮図となって、住宅行政の上にもその傾向が顕著にあらわれてきております。ここ数年の市営住宅、公営住宅の申し込みの状況が大きくさま変わりをしているのは、前回の議会で指摘をしたとおり。そのことについても行政当局もお認めになって、行政としても空き家をやっぱり埋めていく努力もしていくということで、予算も今年度は大幅にいただいたという御報告をいただきました。それと同時に、これから避けて通れない高齢化の中で、ますます別府市の場合はその傾向が顕著に出ておりますわね。そこで、これからの長寿、高齢化、単身、そういった福祉的要素を兼ね備えた市民の皆さん方に対する住宅行政というものの方向転換もあわせてやっていかなければならんというふうに思うわけであります。

同じく、この総合計画の中にはそういう意味の住宅の施策というものが、現状と課題こういったものが書かれ、的確にとらえているなということで、これの今度は実施計画を見てもみますと、これもまたさっき指摘したような、本当にやれるのかいなと思うことが書かれておりますが、私は、こういった住宅行政の根幹になる別府市のびしっとした考え方が、住宅担当のセクションにびしっとないといかんと思うのであります。今まで私も議員をずっとさせてもらったけれども、市営住宅、公営住宅を建てるいろんな部分の長期計画とか冊子ができたというのは記憶がある。本来なら大変な税金をかけてそういったものをつくって長期計画に基づいて、住宅が老朽化していけば建てかえ、建てかえの順序、新築の住宅の順序、そういったものがずうっとできて、それでは、それを市民の皆さん方に公開し、そして、今度はこういうふうは何年度はこういうふうになるのだなとって、私たちは教えられてきた。ところが、今、別府市の住宅行政というのは、どこかよくわからんけれど

も、そういう計画があるのかないのかわからんけれども、ほとんど建てかえ計画も含めて、あなたたちが本当の意味で大変なお金をかけてつくった計画に基づいて、本当にスムーズにそういった事業が遂行されておるのかと私は言いたい。

同時に、別府市は戦後三十年代から、もっと激しいのは三十年の初めごろから建っている住宅というのがあるな。例えば新しい公営住宅というのは、それは近代化設備をなして大変に住みよい住居づくりというものが根幹になっておるけれども、昔は、とにかく雨が降らんで住めればいい、こういう考え方だから、質より量だ。ところが、その質より量の時代の建物が、まだ生きておる部分がいっぱいある。住宅家賃というものをいただいて、別府市はこれまで来たな。そこに明らかにやっぱり何とかしてあげなければ悪いと思いつつも、ずうっと放ってきた住宅がある。一番むげねえのは、むげねえと言われんけれども、顕著にあらわれているのがトイレだ。今、別府市内の市営住宅という名のつくところがどのくらいあってーそれはもうきょうは言わん。ここに、もう全部わかっておるからーその中で市営住宅で水洗化になっておらんところが何カ所あるか、ちょっと言ってください。

○ 建築住宅課長（安部重穂君） お答え申し上げます。

ただいま、水洗化になっていない住宅ということでございまして、現在のところ挙げられますのが東別府住宅、それと朝日原住宅、それと西別府住宅がございます。

○ 三十番（伊藤敏幸君） 市営住宅と名のつくところがいっぱいあるわけだな。今、課長が言ったその三つだけではない。市営住宅の中で水洗化になっておらんのは、まだある。あるけれども、まあまあ今言ったのが代表的な別府市の住宅だ。中には第一種住宅というものもある、今言った中にも。水洗化されておらん。お釣りが来る。何でそういった住宅をそのまま残して、またそういう住宅をそのままにして、新しい別府の住宅行政のあり方を論じるのかと私は言いたい。何十年という間、水洗化を求めるその声を、「いやいや、この住宅は立ち退きの計画があるから」、「いやいや、この住宅はもうちょっと先だから」。代がどんどん変わって年代がたっても、ずうっと先延ばしして、今、まさに課長がおっしゃった三つの公営住宅は、お釣りが来るトイレのままなのだ。そこに住んでおる。国の法律でいう、公営住宅法で定める住宅の供給の目的にも合致しないのがあるのではないかと、私は心配する。特に東別府住宅とか、西別府というのもそうではないですか。まだ現実に皆さん住まわれておる。ほかのところを論じる前に、最低生活の基本となるトイレの改修に井上市長が、選挙のときでもそうだろうけれども、こういった部分の、ほかのところは少々の部分は我慢できても、トイレぐらいは何とかしてやれよと私は、市長が一言やっぱり言わんのかなと思うのだな。トイレですよ。くみ取りのパキュームカーが行っている、トイレの。こんな、普通の人たち、なかなか今は市営住宅にそんなところがあることすら信じられん。何とかしなさいよ。計画したことあるのですか。ないのだ、そういうことは。一つもそういったところに皆さんの目が行かん。もしそこの前におられる方の家が、歴史

がずうっとあっても、トイレがそのままといったら、トイレだけはもうどうにか水洗にしよう、こう言うのではないかと私は思う。どうですか、その辺は。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答え申し上げます。

東別府住宅、その他住宅で水洗化されてないところがございます。これにつきましては、公営住宅ストック改善事業の中で住居改善の補助の対象となっているかどうか、その辺を調査しながら、（発言する者あり）県と協議しながら検討してまいりたいと思います。

○三十番（伊藤敏幸君） 調査しながらと言って、三十年から現在に来たんだ。あなたたちは市長に、今別府市の公営住宅で、市営住宅で、入っている人から家賃をいただきながら、なおかつこういった現状がある、これについて、市長せめて水洗化だけはやらせてくださいというぐらい言わないのですか。市長は知らんの。そういう声がないのですか。冗談ではない。

○建設部長（由川盛登君） ただいまの御指摘でございます。我々、その件についても非常に頭を痛めているところでございまして、公共下水道が通れば早速うまく接続もできるのでございますけれども、浄化槽制度ということになるかと思いますので……（発言する者あり）

○三十番（伊藤敏幸君） どうして、そういうことを答弁するか。公共下水道が、あなた、あそこの東別府で公共下水道が通るといったら、二十二世紀まで通らんか知れんではないか。それなら、あなた、ほかの今、市営住宅でも公共下水道がないところが水洗化になってないかい。みんな浄化槽があるではないか。何を言っておるのかい。公共下水道というのは、別府市の下水道課が真ん中を通して、そして浄化槽もつながんでやるわけでしょうが。それが今、あの東別府を含めて公共下水道がないところだからと、今あなたが言った。そうはいかんわ。それなら集中的に浄化槽をつくってやればいいではないか。そんな工事をしておるところは何ほでもあるではないか。そういう現状をシビアに見て、せめて、せめてですよ、トイレのやっぱり水洗化は最優先というぐらいにしていかなと、ほかのことを言おうと何を言おうと、それは行政の光が公平に照っているとは、また射しているとは思えん。まして井上市長が、本当の意味のやっぱり血の通った行政の、また推進役として市民の皆さんに言っておるわけだから、一方ではそういったものには、臭いところにはふたをしながら、現状で我慢してくんないと言って、ほかの前の市長ができたものを井上市長が英断を下してやるということは、これは大変私はすばらしいことではないかなと思うのですよ。住んでいるから見たら大変ですよ、これは。ほかのところを改善するとかいうなら少々我慢できますよ。この問題は、やっぱり提起をぜひすべきである。

もう一つ。別府市は、朝日原住宅と西別府団地を年次計画でやると、改修するというか、改造するというわけだ。ところが、具体的にでは、市長が、それなら何年から何年までにやるぞと、こういうふうな決裁をやって、今、入っている人たちの入居者の皆さん方に、それまでは御辛抱くださいと言って、明確な指針をあなたたちは与えていますか。そうい

ったところの人たちに安心感を与えて、明確に、今度だけは間違いなくやるということをおっしゃっていますか。計画は計画だ。やる計画だ。そこら辺でとまっておるのではないかと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○ 建築住宅課長（安部重穂君） お答え申し上げます。

御指摘の西別府住宅につきましては、平成十六年度に建てかえ着工に向けて取り組んでいるところでございます。本年度は、まず入居者の説明会を実施したいと考えております。朝日原住宅につきましても、西別府住宅に次いで建てかえ計画の予定でございます。

○ 三十番（伊藤敏幸君） 今言ったことは、明確に議員の皆さん方は覚えているから。

「いやあ、あれは諸般の事情があって先送りにしました」なんか絶対ないように、忠実に実行してもらいたいなと思うのであります。

それと市長、さっきのあなたたちの言葉を、部長の答弁ではないけれども、許せませんよ、本当の意味で。東別府住宅というのは、建てかえ計画も何もないではないですか。今言ったように、市長さん、地元ですよ。そして、なおかつ今度、建てかえ計画の中にも何もない。現状、このままですのですか。なぜやれんのですか。調査費ぐらいつけてやりなさいよ、東別府の駅の真裏だ。日豊線沿いですよ。玄関口ではないの。やってください。

○ 建設部長（由川盛登君） 東別府住宅につきましては、建てかえということは随分声が上がったのですけれども、資材の搬入が、非常にあそこはガードを越して工事車が入らなければならないということで、非常に苦勞しております。別府挟間線が開通すれば、資材関係の迂回もできますので……（「何を言っておるか」と呼ぶ者あり）

○ 三十番（伊藤敏幸君） 何を言っておるか。そんなことは、もう早い昔から言っておることではないか。そういうふうにして先延ばし先延ばし、先延ばし。何で市長にあなたは決裁をとらんのか。そういう声を市長にぶつけなさい。この議場の中で本当にやっぱりそのことを心から思っておる議員さんはいっぱいおるのだ、市長あたりがやってくれるだろうと。昭和三十年の前半に建った住宅ですよ。これからも住んでもらう住宅ですよ。壊すのではないのですよ。五十棟ある。そこに入っておる。何でトイレが水洗化にならんですかと、素朴な疑問を今ぶつけておるわけだ。何でできないのですか。努力、市長に一生懸命言っただけ努力をして、それこそ、今すぐやれではなくて、どんどん高齢化していく中であの住宅がまだこのまま存続するのであれば、せめて水洗化ぐらいのやっぱり工事ぐらいはしてあげるといのが、これがやっぱり行政当局の立場ではないかなと思うのですけれども、再度答弁をいただいて、終わります。

○ 建設部長（由川盛登君） 水洗化に向けて浄化槽を、集合浄化槽をつくりながら水洗化に向けて頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（三ヶ尻正友君） 十分間休憩いたします。

午後六時 十二分 休憩

午後六時二十四分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

通告者が議場におられませんので、会議規則第五十一条第四項の規定を適用いたします。よって、一番猿渡久子君の発言を許可いたします。

○一番（猿渡久子君） 皆さん、大変お疲れさまです。お疲れのところですが、市民の皆さんから託された切実な問題ばかりですので、頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長の許可を得まして、順番を若干変更して質問をさせていただきたいと思ひます。事前に議長の許可を得ておりますので、市長を初め三役、建設部長さんに見ていただきたい写真がありますので、事務局の方、よろしくお願ひいたします。

まず、生活道路の改善をという問題からまいります。

認定外道路の補修事業で生活道路の整備をということなのですが、これは余談ですけれども、先日、側溝のふたが壊れて非常に危ない状態だったのですけれども、これは土曜日にして、このまま土・日過ごすのは危ないなと思ひて、市役所も休みで連絡がとれなかったので、たまたま土木の職員の方、自宅の方を存じ上げていまして、連絡をして、せめて三角のポールだけでも立てていただきたいというふうに、御本人がお留守だったので奥さんにお願ひしたら、きちんと伝えてくださって、すぐにポールを建てて対応してくださって、本当にありがたく思ひました。こういうふう非常にまめに対応してくださって、感謝しております。

扇山の十九組に、近所の方が「これは日本一悪い道路だ」と言う道路があります。三浦助役はすぐ御近所ですのでよく御存じだと思ひるのですけれども、道幅の半分が市道で、残り半分が私道という状態、道幅半分は舗装しているけれども、残りの半分はでこぼこで、一部コンクリートで埋めているところもあつたりするわけですけれども、大変なでこぼこで、雨の日なんか水たまりがひどくて、水たまりの方が道の部分よりも多いのではないかというぐらひのひどい道です。

私は議員になる前から、何とかならないかというふうな相談を持ちかけられていまして、これは二十年以上前からの懸案事項です。通学路です、子供たちが学校に行くときに通ひますし、近所には足の悪い子供さんも住んでいらつしゃいます。お年寄りが、転んでけがをしたということもありました。そのときには、けがをした場所の前のお宅の方もお年寄りですけれども、そこのおばあさんも非常に何か責任を感じて心配をしてということもありました。なぜこのようなひどい状態が長年続いているのか、経過や状況をまず説明をお願ひしたいと思ひます。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

この今御指摘の扇山地区の道路でございますが、これは過去の議会でも答弁した経緯がございますが、この地区は昭和四十年ごろに造成した都市計画法、また宅地造成規制法などの法以前の宅造で、その後、道路の半分は寄附をいただきまして、その半分につきまし

ては舗装を施しております。また、その道路の半分につきましては私有地でございます。この私有地がございまして、認定外道路となっております。この認定道路といいますのは、道路管理者が新設または改良を行ったもの及び国道・県道の廃止に伴い市道として存置する必要がある道路と、さまざまありますが、底地が別府市のものであるということが前提でございます。そして、この道路につきましては過去にも寄附というお話がございましたが、その底地に抵当権等がございまして、寄附行為をまだ行っておりません。という状況で、我々は現状は認識しておりますが、そういうもろもろの問題がございまして、そのまま、そのままといいますか、私どもが管理している道路といたしましては、現在二千三百三十四本の六百二十一キロという認定路線がございます。この認定路線の中でもまだ側溝の未整備地区また未舗装地区がございます。そういうのを先行していくべきというのが、行政の仕事と思っていますので、この地区は、その当時のままといいますか現状のままでございます。

○一番（猿渡久子君） 認定されている道路が優先だというふうな答弁だったと思うのですけれども、これはもう緊急だと思うのですよ、ここの道路は。ほかの道路とはもう比べものにならないぐらいにひどい道路ですよ。だから、何とかやはりこれは解決すべきだと思うのですが、何とか解決しようという考えはありませんか。このままでいいということでしょうか。（発言する者あり）

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

この寄附をいただければ、市としても市道認定、また寄附行為に道路敷としての寄附受納基準というのがございますが、それに合致いたしますと、寄附をいただきまして認定道路とし、また整備ができると思っています。

○一番（猿渡久子君） 今まで二十数年間、「寄附をしなさい、寄附をしないと舗装ができません」。所有者の方は、「いいや、寄附はしない」、その一点張りで平行線でこのような状態のまま放置されてきたわけですね。その中で、毎日住民の方は生活をしているわけですね。子供たちは、毎日学校に通っているわけですよ。

これ、何とか解決する方法はないかなと私もずっといろいろ調べてきまして、これは大分市や挾間町にもあるそうですけれども、認定外道路補修事業という事業があるのですね。年間、大分市では四千万を上限に市独自でこの事業をやっているのですけれども、所有者の方の承諾が得られれば、市道にならなくても舗装ができるというふうな事業を独自で行っているわけです。これを大分市に聞いて、その事業で整備をした、舗装した道路を私は見に行ってきました。近くの自治会の関係の方にもお話を伺いました。そこは、道幅が三メートルぐらいなので市道になってないのだけれども、生活道路であり通学路なのです。やはりここも長年苦勞をして、自治会からもかなり働きかけて、この認定外道路の補修事業ということで舗装された、半年ほど前に舗装されたということで、本当に喜んでいらっしゃいました。やはりいろんなところから「やってくれ」という要望があるけれども、六

月ぐらいまでに募集をとって、それから抽選をして、通学路など優先して、一年でやれる、二年、三年かけて整備をするというところもあるそうですし、所有者が代々変わってわからないという場合には、自治会長さんが、もし先々何かトラブルがあった場合には責任を持ちますよということで判こをついて整備をするというふうな事業もあるそうですので、この辺ぜひ検討していただきたいと思います。まずそういう事業をつくるということが、市民生活の上で、市民の安全な生活、快適な生活を守ることが、市の仕事ですよ。だから、ぜひ、ここを何とか解決してもらいたいと思うのです。

その認定外道路補修事業、そういう事業を新しく整備するには時間もかかるでしょうから、それまでとりあえず仮設で、土で埋めるとか、固まるような――鉋滓ですか――で埋めるとか、そういうふうな緊急の対応もぜひ検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○土木課長（亀岡丈人君） 先ほど一番議員さんがおっしゃいました大分市の認定外道路整備要綱、私どもも手元にございます。これにいたしましても、認定外道路の整備承諾書というのを取るわけでございます。その承諾書の中には、地権者の同意が要ということになっております。この扇山地区は過去も、そういうことで行政といたしましては、その地権者に状況を話し、またした経緯が過去にはございます。そして、そのときにも私権の侵害だということで、当たらないという状況がございます。で、現在に至っているわけでございます。

○一番（猿渡久子君） これは時間がたって、年々年々時間がたつほど難しくなると思うのですよ。やはりその所有者の方が、代が変わるとかいろんなことが、余計難しくなってくると思いますので、やはり随分前にはそうやって交渉したことがあるけれども、課長御自身ありますか。

○土木課長（亀岡丈人君） 私、土木課長になって二カ月でございますので、まだ地権者の方に当たっておりませんが、過去の経緯をひもときまして、つぶさに調べております。何もしてないというわけではなくて、地権者に当たり、また用地買収をせよ、道路を買えというようなことも言われております。それで地元の方が購入し、市に寄附できないかということも経緯の中でございます。また、そのときに坪何十万だという法外な単価を打たれたという経緯もございまして、なかなか進展してないのが現状でございます。

○一番（猿渡久子君） とにかく解決をする何らかの形で住民の方が通りやすい、安全な道路にするということで、ぜひ解決のための努力、それと検討をお願いしたいと思います。

次の問題に移ります。温泉行政について。

まず堀田温泉についてですけれども、新しくできる堀田温泉は、平成十五年三月に完成となるということなのですけれども、現在裁判中の堀田東温泉について、係争中です。県の土木建築部長が、平成十三年九月の県議会で、県道別府庄内線の拡幅工事の件で、堀田東温泉について、温泉部分の工事については、裁判の状況を見ながら対応してまいりたい

というふうに答弁をしているのですが、新しい温泉の建設についてはいいのですけれども、東温泉の取り扱いについてどのような考えを持っているのか、お聞かせください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

大分県別府土木事務所によりますと、県道別府庄内線の拡幅工事につきましては、平成十六年度の完成を目指しているところであります。一日も早く、工事の完成を望んでいる次第でございます。

堀田東温泉の裁判につきましては係争中でございますが、今言われたように堀田温泉建設は当初予算で議決をいただいておりますので、現在、実施設計をいたしております。平成十五年三月末の完成に向けて鋭意取り組んでいる次第でございます。

○一番（猿渡久子君） これは堀田東温泉を残してくれということで、係争中の問題ですよ。係争中の問題については、ほかの問題でもやはり裁判の状況を見守るということが常識であり、県もそういうふうに言っていますよね。そういう中で新しい温泉の建設について問題にしてないのですよ、いいのですよ。東温泉を係争中の期間、どう取り扱うのかということについて答弁を求めているわけですが、部長いかがでしょう。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

私どもも県土木事務所と協議しながら、工事の完成に向けて道路の工事の完成、さらには堀田温泉の建設に向けて努力しているところでございます。土木事務所とも進入路についても、早期着工できるような段取りでというお話をさせていただいております。私どもといたしましては、堀田地区の総意のもとに堀田温泉、新しい堀田温泉の建設ということで取り組んでいるところでございまして、東温泉につきましては係争中ということは承知をいたしております。ただ、裁判の状況を見ながら対応してまいりたいというようなことも承知いたしておりますが、私どもといたしましては、新しい堀田温泉の建設に向けて今後も努力していく、こういうふうに考えているところでございます。

○一番（猿渡久子君） では、新しい温泉ができれば、係争中であろうと東温泉はつぶすということですか。そういう考えですか。

○観光経済部長（池部 光君） 先ほどもお答えいたしましたとおり、地元といたしましては総意ということで、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、新しい温泉についての建設については御異議ないというようなお話でございました。私どもといたしましては新しい温泉につきましては、先ほど何度も申し上げますとおり、完成に向けて取り組んでいるということでございます。つぶす、つぶさないということは、これは道路の拡幅工事の補償の関係でございまして、そういう意味合いでのお尋ねかと思いますが、県と現在の堀田東温泉の補償交渉というような段階には至っておりません。

○一番（猿渡久子君） これは、つい最近、県の土木の県道の係の方に確認をしたのですけれども、裁判の推移を見守るので、交渉はまだできないというふうな見解を県は示しているのですね。だから、やはりこれは裁判の推移を見守るということが、当然の市として

の立場だと思いますが、いかがですか。

○観光経済部長（池部 光君） 何度もお答えいたしておりますが、東温泉のことにつきましては、係争中ということは承知いたしております。新しい温泉につきましては、建設に向けて鋭意取り組んでいるところでございますので、完成いたしましたら、当然にそちらの方にお入りいただくというようなスタンスで、以前からそういう裁判、あるいは要望があるということは承知いたしておりますが、新しい温泉と東温泉は約五十メートルということで、公衆浴場、県の条例等につきましても三百メートルというような状況もございますし、その辺につきましては、現在そういう話をさせていただいているところでございますので、そういうことで取り組みをさらに続けて、県の裁判とは直接、堀田、新しい温泉の件につきましては、一体的には考えてない。建設に向けて取り組んでいる、こういうことでございます。

○一番（猿渡久子君） 住民の総意といいますけれども、こうやって裁判が起こっていること自体が、住民の総意でないことをよくあらわしていると思うのですね。住民の皆さんの御意見をよく聞いて、裁判の状況を見守ってやっていくという方向でお願いしたいと思えます。

次の質問ですけれども、浜脇温泉や湯都ピア浜脇の入浴料、五百円ですが、私はよく行きますけれども、いつ行っても少ないのですよね、入浴者が。ほかのいろんな民間の温泉だとか市外の町営温泉、市営温泉などに行っても、今は非常にお客さんが多いですけれども、大変お客さんが少ない。その原因として、「五百円というのは高い」という声をお聞きします。それと、もう一つは、浜脇湯都ピアは、階段を上がって二階で受け付けをして、また下に、階段をおりて入浴をしますよね。年配の方も多いので、「どうしてこんなつくりになっているのかな、何でわざわざ上がって、またおりんといかんのかな」という声もよくお聞きします。忘れ物をしたといったら、また上がって、またおりんといかんのにな。これ、何とかならないのか。バリアフリー対応にならないのか、直接入れるように改造できないのかと思うのですが、こういう声をよくお聞きしますが、その五百円の入浴料を、例えば健康浴の部分と料金を別にするとかという面と二つ、答弁をお願いします。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

北浜温泉、湯都ピア浜脇、入浴者の状況でございます。

北浜温泉につきましては、平成十年十月にオープンしておりますので、十一年から申し上げますと、十一年度は約六万八千九百人、平成十二年度は約七万八千人、平成十三年度は六万六千人。この件につきましては、ちょっと工事の関係がありましたので、入浴者も推移いたしております。

また湯都ピア浜脇につきましては、平成十二年から温泉課所管ということになりましたので、過去十一年度をいきますと入浴者数が七万二千人、平成十二年度、温泉課になりました七万四千人弱、平成十三年度につきましては七万八千人弱ということで、微増ではあ

りますがふえておるといふことでございます。

これにつきましては、湯都ピア浜脇、北浜温泉につきましては、健康増進施設、市民の方がリフレッシュしていただくという施設でございますので、浜脇湯都ピアにつきましても、トレーニング機器も設置いたしております。これも十二年度、温泉課になりまして新しくしておりますし、北浜温泉につきましては、健康浴、オンパクとかいろいろ御利用していただいているといふことでございます。

入浴料につきましては、平成十二年、十三年度、段階的に値上げを実施いたしております。五百円で決定いたしました次第でございますが、高いということは私どもは認識いたしておりません。行政についても、先ほど申し上げたように健康増進を図っていただく施設だといふふうに考えておりますので、現在のところ見直すということは予定はいたしておりません。

それと湯都ピア浜脇につきましては、階段を上がって二階で受け付けといふことでございますが、平成十三年度建設した浜田温泉、海浜砂湯などは、バリアフリー対策に配慮いたしております。今年度建設予定の堀田温泉にもバリアフリー対策を講じる予定でございます。今後、既存の施設の改築・改修の際にも、できる限りバリアフリー対策に配慮していきたいといふふうに考えております。

なお湯都ピア浜脇について、介助者が同伴しておれば、一階の方に入り口がございますので、そこから御利用いただけるようになっておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○一番（猿渡久子君） 浜脇湯都ピアは、健康器具があって健康づくりの施設だということですがけれども、私はことしの四月にオープンした豊後高田市の市営の「花いろ」という温泉も入ってみたのですけれども、ここも健康器具があって、トレーニングルームがあって、デイケアとかそういう福祉のデイサービスルームがあったり、相談室があったり、調理室があったりといふ、福祉の施設も兼ね備えた施設になっているのですね。これは課長にも資料を一枚差し上げていますけれども、やはり今の健康づくりの考え方というのは、階段を上りおりできる人たちだけの健康ではなくて、足の悪いお年寄りがいかに健康づくりをするかということも、これだけの高齢化の時代になって非常に大事なことになっているわけですね。そういう考え方に基づいて、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

では、時間の関係もありますので、教育、児童福祉の問題を先に行きたいと思っております。

私は今まで児童館、児童センターの問題を何度も取り上げてきましたけれども、別府市のエンゼルプランが策定をされまして、十七年度までにあと四カ所児童館を増設するといふふうな計画、全部で五カ所にするといふ計画なのですが、今年度の当初予算にも、今回の補正予算にも上がっていませんね、予算が。今、学校五日制がスタートして、子供の居場所といふのがますます求められて、土曜日の受け皿が今まで以上に必要になってきているという状況があります。地区公民館では、いろんな取り組みをやってはいますがけれども、

そこまで歩いていけない地域の子供たちもたくさんいます。そういう地域では、PTAや子供会やいろんな団体で一生懸命、町内の公民館や小学校の体育館などを使っているいろんな取り組みを行ったりとかしています。やっぱり児童館が欲しいなという声はますます高まっています。早く計画を具体化して実施すべきだと思いますが、具体的な計画はどうでしょうか。

それと、そういう児童館の役割というのが高まる中で、末広町の別府市児童館は、正規職員が一人しかいないですよ。だから、正規職員一人ということじゃなくて、もっと正規職員を充実させなければ、役割が非常に重たいと思いますので、その辺も今後改善の必要があるのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

児童館、児童センターの建設ということでございますが、平成十三年度に、議員さん御指摘のように別府市のエンゼルプラン、平成十七年度までの五カ年計画で策定をいたしました。この中で実行性のあるプランということで私ども位置づけております。現在、別府市の一カ所でございますが、別府市児童館、平成十三年度で見ますと、利用者数が二万一千七百十四名でございます、これは来館者でございますが、こういうことを見てみますと、現状、また将来にわたっての児童健全育成という役割は大変重要というふうに考えております。現在、関係課また県とも十分協議をしながら、私ども、この施設整備につきましては補助事業という位置づけをいたしてございまして、そういう指示もいただいておりますので、早い時期に条件整備またそういう環境を整えば、また御提案をさせていただきたいと考えております。

また人員等につきましても、このエンゼルプランに沿って新年度からまた新たな事業等も展開をしていく計画で今進めておりますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○一番（猿渡久子君） ぜひ早い時期に実現できるように、よろしく願いいたします。

次に、三十人学級の実現をという問題に移ります。

今、三十人学級を求める保護者や子供たちの声、先生方の思いというのは、もう非常に切実です。私事になりますけれども、今度、下の娘が青山中学校に入りましたが、今、一年生が百九十六人です。小学校の終わりのときに入学説明会がありますね。そのときに親子で話を聞きますけれども、そのときに中学の先生から、今、百九十七人ですというお話があったのです。そうしたら、「ええっ」とみんな、あと四人か五人ふえたら六学級になるのに、これは五学級かなということで、春休みの間じゅう、どうなるのだろう、どうなるのだろうという話で親は持ち切りです。小学校の卒業式のときなんかにも、廊下ですれ違いざまに、「猿渡さん、猿渡さん、ちょっと、どうかならんの。どうかならんの」というふうに言われるわけですね。本当に切実な要求です。入学式のときにも、子供たちの机で教室はいっぱいなわけですよ。後ろにもう一列ぐらいしか親が入りません。そんな

ると、青山中学校は、廊下の側に窓がないので、廊下にいる親は、先生のあいさつも聞こえなければ顔も見えない、子供たちの姿も見えないという状態なのですね。

学校五日制も始まって、授業時間を減らさないように努力されているのはわかっているのですけれども、やはりその学校五日制の中で子供たちにもっと集中して勉強に取り組める環境を整えてあげたいという親の要求、思いもまた高まってきています。今、少人数学級の流れは、非常に全国的にも広がっていきまして、全国の都道府県の四割以上に当たる二十の道県に広がっています。埼玉県志木市など、市町村段階で踏み切るところも結構出てきていますね。

文部科学省は昨年、学級編制等の標準法という法律を変えて、国の学級編制基準は四十人に据え置いたままで、ここが問題だと思うのですけれども、都道府県が独自に国の基準を下回る編制をするということを確認しましたね。これで昨年度は、新潟県や秋田県など試行を含めて八県が少人数学級を導入しています。いろんなアンケート調査でも、学級規模の縮小が必要だというふうに認めている教育委員会は、都道府県教委の半数以上、市町村教委の九割以上に達しているそうです。少人数学級のために国に財政負担を求める教育委員会は、都道府県、市町村とも九割を超えているという、もう全国的に非常にニーズも高まって、機運も高まってきております。

やはり別府市でも、私はこの問題も何度か取り上げてきましたけれども、何とか、どこかの部分から三十人学級、少人数学級、実現をするべきだと思います。全国で実施をしているところでも、小学校一年生だけとか、小学校一年生と中学一年生を三十五人学級にととか、どこかの部分からまず始めようということで突破口を開いて、だんだん拡充をしていくという方向で、どこの自治体も財政が厳しい中頑張っているわけで、その辺、ぜひ積極的な取り組みが必要だと思うわけですが、これ別府市で試算をしたときに、小学校と中学校、全部でもし三十人学級を実現したらどのくらいの教員が必要で、どのくらいの経費になるのか、その試算を教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

別府市内の学校を仮に三十人学級編制にした場合でございますが、小学校では五十二人、中学校では二十七人で、合計七十九名教職員をふやす必要がございます。それから、そのときの経費でございますが、教職員七十九人分の給与の月額、平均年齢四十一・一歳でございますが、およそ一年間に試算してみますと、四億一千六百六十万が必要になります。

○一番（猿渡久子君） では、例えば小学校の一年生と中学校の三年生、この小学校一年生と中学校三年生だけでも早く優先して三十人学級を実現してほしいという声も私は聞くのですけれども、この部分だけ三十人学級を導入したら経費はどのくらいになるか教えてください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

別府市内の学校でございますが、小学校一年とそれから中学校三年だけを仮に三十人学

級編制にした場合でございますが、小学校一年生で八人、中学校三年生で十一人、合わせまして十九人の教職員をふやす必要がございます。それから、そのときの経費でございますが、教職員十九人分の給与の月額、先ほど申しました平均年齢四十一・一歳でございますが、試算してみますと、およそ一年間に一億十九万四千元が必要になります。

○一番（猿渡久子君） 今後、やはりどこかを突破口にして、その突破口をどこにするかというの、もちろん現場の先生方やいろんな関係者の方の御意見を聞いてすべきだとは思いますが、ぜひその三十人学級の実施に踏み切るべきだと考えるわけですが、今後の三十人学級の実現についての御意見をお願いいたします。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

市独自で三十人学級の編制は、先ほどお答え申し上げましたように多額の費用がかかりますので、難しい面があると考えています。ただ議員さんも御存じのように、公立小・中学校の教員は、県の配置基準によりまして配置することになっていきますので、三十人学級の実現に対しまして、関係機関と連携し国に働きかけるよう県に要望していきたいと考えています。

○一番（猿渡久子君） やはり大変な経費がかかるのは、よくわかるのですが、これ福島県の場合も、福島県知事が、三十人学級をことしの一月に実施を表明しまして、福島空港の三千メートル滑走路、これは四百億円の予定ですが、これを延期したり、港三千七百億円、これは一部を凍結したり、こういうことをして非常勤講師四百人を雇用して、学校支援員八百人を学校に配置をして、新しい雇用も生み出して実施に踏み切っていると、こういうことをやっているところもたくさんあるわけですね。

私たち日本共産党としましても、やはり国の責任で三十人学級を早期に実現すべきだというのは、もう基本的な考えです。特に少人数学級を実施している自治体には必要な財政援助を行うべきだということで、国に対しても私たちも働きかけています。市としてもぜひ国に向けて働きかけていただきたいし、県の方とよく協議をして、例えば小学校一年生とか、どこかの部分から三十人学級とか、とりあえずは三十五人学級とか踏み切ることが必要だと思うのですが、教育長、考えをお聞かせください。

○教育長（山田俊秀君） 今、一番議員さんの御指摘についてですが、実は先月、全国都市教育長会議というのがありますが、そこで、全国都市教育長会議では「三十人学級」とは言っておりませんが、「少人数学級」の実現に向けて文部科学省の方にぜひ実現していただきたいという要望はいたしました。ただ、そのときに、三十人学級が、四十人学級よりどのくらいこんなことで効果が上がるとかというのが、文部科学省が今まで調査とか研究をしたことがないのだそうです。それで少人数学級ということで、例えば二十人学級とか、そういうような学級とか二十五人学級にすれば、世界あるいは国内のいろんなところで調査したことはあると。それで今、文部科学省の方は、三十人学級というのは、私の感触では消極的かなというふうに感じましたけれども、ただ少人数授業ですね、

例えば一年生を教科によって、例えば基本的な国語とか算数とかありますね、そういうような教科によっては少人数で授業をしていこう、それから、例えば体育なんかだったら、二十人なんかにすると、男子、女子が十人ずつになるわけですね。そうすると何か集団で競技をするというのがなかなかしにくいということもあるわけです。それで、教科によっては少人数で授業をした方が効果が上がるとか、あるいは教科によっては、今までのようにある程度人数があった方が効果が上がるのではないかというようなことで、そういうことについては、すでにもう大分県も取り組んでおりますけれども、あるいは低学年、あるいはまた学年を問わず生徒指導で困難な学級とかありますね。いろんな条件がありますので、そういうような条件については、各学校で十分、例えば学校の特色と申しますか、特徴がありますので、そういうようなものを踏まえながら教育委員会に上げていただいて、私どもは、それを強力に県の方に要望してまいりたいというふうに思っております。よろしくごさいますか。

○一番（猿渡久子君） やはり現場の先生方の声をお聞きしましても、少人数授業をするのだったら、いっそのことクラスを少人数学級にしてほしいという声が切実です。やはり人数がもう少し少なかったら目が行き届くのに、個別指導が十分できて、例えば学年でクリアしないといけない部分をしっかりクリアをして身につけさせて次の学年に上げることができるのだけれども、なかなか人数が多いと行き届かずに、例えば掛け算九九だとか、繰り上がりの計算だとか、そういうものができないまま積み残って高学年に上がっていつてしまうのだと。そういう状況があって、例えばある学校でも五年生も、毎日のようにここがわからないという子供たちを残して、夕方まで一生懸命先生たちが教えたりとか、音楽の専科の先生とか、なかなか空き時間がないのだけれども、空き時間をつくってクラスに入ってフォローしたりだとか、子供たちの関係をつくるのに、子供たちの話をしっかり聞いてあげたいというので、若い先生も朝早く学校に来て子供とおしゃべりをする時間をつくったりだとか、皆さん大変御苦労をして努力もされていらっしゃると思います。全国的に病気になる先生方もふえていますよね。そういう中で、ぜひとも県と協議をしながら、何らかの形で実現をしていただくようお願いをいたします。

では、次の介護保険の問題に移ります。

介護保険制度についてのまず一番目、介護保険料について。

これは、私が言いたいのは、二期目の、今二期計画をつくっているところなわけですが、二期目の保険料を現状よりも引き下げられないか、何とか引き下げるべきだということをお願いわけです。今回、私たち共産党としてずっと主張してきました減免制度、低所得者の方のための減免制度が実現をしまして、大変喜ばれています。本当にありがとうございました。

現在の一期目の三千二百十二円という保険料を計算したもとなる一期の事業計画に対して、どの程度の利用があるのかということからまずお聞かせ願いたいと思うのですが、

認定者の利用状況はどうか、これまでの計画に対しての達成状況それから達成率が低いわけですが、低い理由をどういうふうに考えているのか、答弁をお願いいたします。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

利用の状況でございますが、平成十四年四月末の認定者数につきましては三千九百八十九人で、このうち居宅サービス利用者が千九百十一人、施設サービス利用者が九百七十九人、合計二千八百九十人がサービス利用をしております。利用率は七二・四四％となっております。

それから達成状況でございますが、平成十二年度が八〇・二〇％でございます。平成十三年度が八四・四一％でございます。平成十四年度につきましては、当初予算で八六・〇七％となっております。

それから、達成率が低いとの御指摘でございますが、居宅サービス及び施設サービスの両方におきまして、おおむね順調な給付の状況と考えております。しかしながら、居宅サービスのうちに痴呆性高齢者グループホーム及び軽費老人ホームである特定施設入所者生活介護のサービス料が、当初計画で見込みました水準に達していないことが要因として考えられます。これは、県が指定するグループホーム及びケアの施設整備と事業開設が進んでないことが原因と考えられております。

○一番（猿渡久子君） 十四年度の事業計画に対する実績見込みですね、これは当初予算で計算をしたときに八六・〇七％、これは当初予算ですから、今後補正が出るかもしれないし、わからないけれども、今のところこれで単純計算をすると、一月三千二百十二円でなくて二千七百六十五円でよかったのではないかと、一年間三万八千五百円ではなくて三万三千円ちょっとでよかったのではないかとという計算になるわけですね。これは計算上ですけれども、お年寄りにとって年間五千三百円安くなるということは大変大きいのですよね。その見込みが非常に難しいというのも、よくわかります。先ほど言われたグループホームやケアハウスが、なかなか思ったように進んでいないということも一つの原因だと思っておりますけれども、やはりそれ以外にも私は原因があると思っております。先ほどの数字で三千九百八十九人のうち、何らかのサービスを利用している人が二千八百九十人ですね。となると残りの千九十九人、千人以上の方が、二七・五％余りの人が、サービスを全く利用してない。認定は受けたけれども、三人から四人に一人の人は何にもサービスを利用していないというのが実態ですよね。これは、非常に大きい数字だと思います。ここはきちんと認識をしないと、重く受けとめないといけない数字だと思うのです。認定を受けるというのは、サービス利用をする気が全くなければ受けないと思うのですよね。やっぱり何らかのサービスを利用したいなと思うから、必要だと思うから認定を受けたけれども、そのうち三人から四人に一人は、全くサービスを受けてないこの現状ですね。それはなぜかということ、やはり市民生活の実態から考えたときに、保険料や利用料の負担が重過ぎると

ということが言えると思います。これは、施設の職員の方など関係者の方々も、やはりそのとおりだ、そういうことは多くのケースで見られるということは、よくおっしゃいます。

私はある女性の方、七十六歳の女性の方、自宅にちょっとお邪魔をしまして、会いに行ったのですけれども、この方、介護度一で糖尿病があるのですけれども、緑内障のために目がほとんど見えないのです。片目しか見えずに、それも光程度、明るさ程度しかわからない。で、ひとり暮らししているのですよ、今。もともと御主人とふたり暮らしだったのだけれども、夫が脳梗塞で倒れて今施設に入っているのですね。夫の年金が月十三万、本人は無年金です。掛けてこなかったのが悪かったといえればそれまでなのだけれども、財産をたくさん持っていて、貸家や土地を持っていて、息子さんが事業に失敗してすべて財産を失ってしまったというお話なのです。つまり第二段階で、おかげさまで減免が適用されるようになったので、この手続きをしましょうね、というふうにお話ししたのですけれども、夫の施設入所の利用料や食事代で月四万八千円かかるのです。四万八千円施設に払って、プラス、やっぱりどうしてもテレビ代とか小遣いが幾らか要るのですよね。それを使ったら、あと自分の生活は残り六、七万で生活しないといけないのですよね。電気、電話、水道、ガス、病院代もかかります。お米代かけたら、ほとんど目が見えないひとり暮らしの中で、ヘルパーさんを雇いたいけれども、ヘルパーさんを雇うところではないのだ、とおっしゃるのですよね。一生懸命食べるものも辛抱してくらしておるのだと。この人は何にもサービスを利用しないわけではなくて、それでも通院のために月二、三回、病院に行くための外出サービスだけは利用しているのです。だから、この人もさっきの全くサービスを利用していないという人には入ってないそうですよ。

この方はどれだけ切り詰めた、辛抱に辛抱した生活をしているかということ、二合の御飯を炊いて二日間で食べます。「吉四六漬」見せてくれたのですけれども、これで、あと大根一本買って、大根おろしして――この漬物「吉四六漬」だったら腐らないでしょう――で、御飯を食べるのだと。たまに一週間に一回ぐらい卵を一個食べるかなと言うのですよ。卵を一パック買ったなら一カ月かそれ以上あると言う。「おばあちゃん、腐らん」と言うけれども、冷蔵庫に入れておって、最初は生で食べるけれども、焼いたりして食べるのだ。みそ汁に入れたりして。たまにみそ汁つくるかな。暖房も電気毛布一個。ホットカーペットもあるけれども、電気代かかるから使わん。電気ポットもあるけれども、電気代かかるから使わん。電気代も辛抱に辛抱して手探りで危なくないかなと、さわってみながらガスでお湯を沸かすというのですよね。去年もあんな暑かったけれども、扇風機もかけん。暑いも寒いも電気代かかるし我慢して、食べる物も食べんで、土食べて水飲まんばかりの生活だ、とおっしゃるのですよね。どげもこげもならん。いらいらして余計目が悪くなるのだ。生活保護ももらいたいけれども、十三万あったらもらい出さんと言うのです。もうまさに保険あって介護なし。ヘルパーさんに週に一回でも来てもらえたらどんなに助かるかしれんとおっしゃるのです。泣き泣き辛抱しておる。

私はお話を伺って、「おばちゃんの話は私は議会でしたいから、いいかな。お名前とかは言わんから」と言ったら、「もう名前も言っていていい。会いに来ておくれ。泣いておるから言っておくれ」と言われました。

この方、まだ今度の減免に適用するから、減免しましょうね、と言ったのですけれども、また別の方でBさん。この方は、第三段階です。御家族と一緒に住んでいるので、今度の減免も適用しません。要介護一で八十二歳の女性です。歩くのがやや困難で、本当は週に二、三回デイケアでリハビリした方がいいのだけれども、やはり生活を切り詰めて切り詰めて週に一回がやっとだと。施設の方も、やっぱり週に二、三回受けないとだんだん歩けんようになると機能が低下してしまう。現状維持するのが難しいのだとおっしゃるけれども、息子さんが大工さんなのだけれども、仕事がないのですよね。仕事が減っていて、不況でない。その中で何とか週に一回の五千円程度の利用料を払うのがやっとだ。やっぱりそういう現状の中で何とか保険料を引き下げられないかと思うのですけれども、基金はどのくらいあるのでしょうか。それと十五年度から十七年度までのサービスの見込み、どういうふうに考えているのか。保険料の財源として基金を使う考えはないのか、現行の保険料引き下げができないか。十四年度の通知書の発送が、今行われて届いているところですよ。高過ぎるといって声を把握していませんか。その辺、答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

基金の前に一言。先ほど、利用者が千百人ほどしかないということですが、この千百人の方、大部分の方が在宅サービス、それから施設サービスを受けてなくて、病院に入院をしておるといってありますので、その点を御理解願いたいと思います。ただ高いから受けてないということではありませんので、そのところをよろしく願います。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

十五、十六、十七のサービス料の見込みでございますが、介護サービス料の見込みにつきましては、第一期の給付実績を踏まえた中で第二期介護保険事業計画策定委員会におきまして目標を定め、今年度末までに計画することになります。しかしながら、十二年度及び十三年度の給付実績の伸びを考えますと、今後においても在宅サービスを中心に着実に伸びていくものと判断しております。

それから積立金、基金の額でございますが、現在、十三年度末の介護給付費準備基金につきましては、二億九千五百二十万五千九百二円となっております。それと基金の取り崩しにつきましては、第二期の介護保険事業計画による保険給付の不足財源に充てるものとなっております。したがって、策定する三カ年事業計画において、総サービス料から保険料負担額が決まりますので、当然ながら基金の一部を取り崩して保険料財源の一部に充てることもあり得るものと考えております。

保険料が高いというような苦情がなかったかというようなことですが、六月十一日に通知書を発送しましたが、その後一週間は、電話、窓口とも大変多くの方からの問い合わせがございました。またその中には、保険料が高くて払えない等の声があったことも承知はしております。

○一番（猿渡久子君） 今、十三年度の介護給付費三億弱だということでしたけれども、十三年度の決算剰余金、見込みはどうでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） 見込みでございますが、約一億五千万円程度の見込みでございます。

○一番（猿渡久子君） 十三年度末で三億弱、十三年度分の剰余金の見込みが一億五千万。これを合わせて四億五千万近く、四億四千五百万あるわけですね。先ほどの十四年度の予算の額から計算をしたときには、見込み、これはあくまでも計算上、単純計算ですけれども、一億六千二百万余り残る計算になるわけですね。合わせると六億あまり。それから減免を三千万使ったとしても五億七千七百万余りあるわけですね。サービス、もちろん伸びてもらわないと困るわけですが、やはり先ほどのお年寄りの生活実態からいって、何とか引き下げできないかというのを、ぜひ検討をしていただきと思います。そして、これはやはり国の制度自体にも問題がある、これが基本的にあるわけですから、国の方にも私たちが制度の改善を働きかけていっていますけれども、市としても大いに国に対してその改善を求めていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（杉田 浩君） お答えいたします。

保険料のあり方につきましては、今後、策定委員会の中で十分な御審議をしていただくこととなりますので、御理解をいただくようお願いいたします。

それと、制度的なことで国の方にどうかということですが、介護保険につきましては新しくつくられた制度であり、施行より二年二カ月を経過しているわけですが、大きな混乱もなくおおむね順調に実施されているとは考えておりますが、何分御指摘のような制度・形態あるいは財源上の問題等々につきましては、法の仕組みに関することでもございます。今後につきましては、あらゆる機会を通じ、国に対しましても財源上、あるいは低所得者対策につきまして要望していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（三ヶ尻正友君） なお、本日通告いたしておりました四名の方々は、ただいま議場におられません。よって、会議規則第五十一条第四項の規定を適用いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす定刻から開会いたします。本日は、これをもって散会いたします。

午後七時二十四分 散会